

旭医大達第119号
令和3年8月23日

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程（平成24年旭医大達第52号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) 副センター長 (3) センター専任教員 (4) 内科系各診療科の教員のうちから 2人 (5) 外科系各診療科の教員のうちから 2人 (6) 副看護部長（業務担当） (7) 集中治療部ナース・ステーション看護師長 (8) 臨床工学技士のうちから 1人 (9) <u>事務局次長（病院担当）</u> (10) その他病院長が必要と認めた者	(略) (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) 副センター長 (3) センター専任教員 (4) 内科系各診療科の教員のうちから 2人 (5) 外科系各診療科の教員のうちから 2人 (6) 副看護部長（業務担当） (7) 集中治療部ナース・ステーション看護師長 (8) 臨床工学技士のうちから 1人 (9) <u>病院事務部長</u> (10) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第4号, 第5号, 第8号及び第10号の委員は, 病院長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は, 令和3年8月24日から施行し, 改正後の第3条第1項第9号の規定は, 令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い, 所要の改正を行うものである。

2 前項第4号, 第5号, 第8号及び第10号の委員は, 病院長が委嘱する。

(略)